

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料金) 第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(7) [略] (8) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき <u>693点</u> (9)～(16) [略] 2・3 [略]	(利用料金) 第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。 (1)～(7) [略] (8) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ料 1回につき <u>521点</u> (9)～(16) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。